

平成 23 年 1 月 18 日

建設工事に係る配置技術者の雇用関係の確認について（お知らせ）

いわき市水道局においては、建設工事に係る配置技術者の雇用関係について、「現場代理人及び主任技術者選任届」の提出時に添付する「経歴書」により確認してきましたが、適正な施工体制の確保をより一層推進するため、次のとおり確認を行うこととしましたので、その趣旨を御理解の上、御協力をお願いします。

1 確認する内容

- (1) いわき市水道局の発注する建設工事を元請として請け負う場合において、配置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）が、当該請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

※ 次のような場合には、「直接的かつ恒常的な雇用関係」に該当しません。

- ① 出向又は派遣（直接的な雇用関係ではない。）
 - ② 特定の工事期間のみの短期雇用（恒常的な雇用関係ではない。）
- (2) 特に、専任の必要がある監理技術者等については、上記(1)の要件に加え、開札日、入札日又は見積書提出日を基準日とし、それ以前に3箇月以上の継続雇用されていること。

2 確認の手続

「現場代理人及び主任技術者等選任届」の添付書類である「経歴書」のほか、新たに「恒常的な雇用関係を確認できる書類」を提出してください。

また、総合評価方式により実施する案件については、技術評価点確認時に併せて確認しますので、配置予定技術者の確認資料と併せて「恒常的な雇用関係を確認できる書類」を郵送してください。

3 恒常的な雇用関係を確認する書類

- (1) 監理技術者資格者証
- (2) 健康保険被保険者証
- (3) 雇用保険事業者別被保険者台帳照会
- (4) 上記以外で、恒常的な雇用関係が確認できる書類

4 特別な案件への対応

企業の合併等の特別な事情のある場合には、個別内容を勘案し、対応することとします。

- (例) (1) 合併による場合は、合併前の企業から引き続き雇用されているものとみなします。
- (2) 企業集団として認定されている親会社から派遣される技術者については、親会社における雇用期間により確認します。

5 適用開始日

平成23年2月1日以降に契約する案件から適用します。

6 その他

「現場代理人及び主任技術者等選任届」の提出を省略した工事については、対象外とします。

事務担当 いわき市水道局総務課管財契約係 電話 22-9315
